

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年7月14日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件 名	旧八橋老人いこいの家アスベスト調査業務委託
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	旧八橋老人いこいの家（秋田市八橋本町一丁目4番3号）
(4) 履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。 イ 事業所内に建築物石綿含有建材調査者の有資格者を有する者であること。 ウ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。 エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。 カ 市税の滞納がないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和8年7月14日（火）から同年7月24日（金）まで （※土日、祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし令和8年7月24日（金）は午前8時30分から午後3時まで。）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所本庁舎2階） 秋田市福祉保健部 長寿福祉課 長寿企画担当
(7) 指名(非指名)通知	令和8年7月29日（水）までに電子メールで通知
(8) 入 札	
日 時	令和8年7月31日（金）午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎4階 4-E会議室
最低制限価格	設定あり
入札保証金	秋田市財務規則第109条により入札保証金（入札金額の100分の5）が必要となります。納付方法については、「入札保証金の取扱

	いに係る説明書」を参照してください。
(9) 契約予定日	落札日から7日以内

2 入札参加申込みについて

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ※写し可
 - ※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの
 - エ 市税に未納がないことの証明書
 - ※写し可
 - ※納税の猶予を受けている場合は、それを証明できる書類
 - オ 入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金関係様式の入札保証金免除申請書（入保様式1）
 - カ 有資格証明書の写し
 - 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者であることを確認出来る書類（資格証写し）
- (2) 申込書等は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）電送によるものは受付いたしません。
- (3) 上記の各様式については、秋田市ホームページから入手してください。

3 指名および非指名通知について

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしているかたに指名通知をします。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。そのかたには非指名通知により、その旨を通知します。
- (3) 指名通知および非指名通知は、電子メールで行います。

4 入札について

- (1) 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加してください。
- (2) 入札書には、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。
 - ※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とします。
- (3) 本件の最低制限価格を、予定価格の6/10以上の範囲内で設定します。最低制限価格より低い入札をしたかたについては落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したかたのうち、最低の価格

をもって入札したかたを落札者とします。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札したかたも再度の入札に参加できます。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。
- (6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。
- (7) 入札を辞退する場合は、入札の執行前に入札辞退届を提出してください。入札執行中にあっては開札までに入札執行者に直接提出してください。
- (8) 入札参加資格のないかたのした入札、申込書等に虚偽の記載をしたかたのした入札、および委任状を提出していない代理人のした入札は、無効とします。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市福祉保健部 長寿福祉課 長寿企画担当

電 話 018-888-5666

メール ro-wflg@city.akita.lg.jp ※lはLの小文字